

# 平成25年度 税制改正要望

平成24年7月13日  
公益社団法人 日本農業法人協会

## 1. 農業経営基盤強化準備金の継続と拡充を行うこと（所得税・法人税）

幅広いリスクに備え、経営の多角化を促進するためにも、平成25年3月31日適用期限となる農業経営基盤強化準備金制度の継続と拡充が必要。

### (1) 積み立て原資の範囲拡大 《畜産や特定農業法人も活用できるように》

災害等のリスクに備え、経営の安定化を図るためにも、水田・畑作経営所得安定対策などの土地利用型の交付金や補助金だけでなく、養豚経営安定対策や鶏卵価格差補填金など畜産分野の経営安定対策の補てん金も積み立ての対象に含めること。

また、農業の6次産業化や農地集積を推進するためにも、農畜産加工品の販売収入の一定割合を積み立てることも認めること。

### (2) 準備金で取得（圧縮記帳）可能な資産の範囲拡大 《施設整備も可能に》

農業の6次産業化や農業経営の強化を図るためには、農地や機械だけでなく、経営に必要な建物（農機具庫、農産物及び肥料・農薬保管庫、農産加工施設、集出荷施設、直売施設、労働力確保施設等）も準備金で取得し、圧縮記帳できるようにすること。

### (3) 準備金の積立期間（取り崩し期限）を延長すること 《無駄のない投資を促進》

規模拡大や機械更新の適切な時期にあわせて投資が可能となるよう、積立期間を現行の5年から10年に延長すること。

#### 【理由】

現状では、積み立て原資が土地利用型に限定されている。一方、口蹄疫などの家畜伝染病や飼料高騰など畜産経営も大きな経営リスクにさらされているほか、農産加工を中心とする農業法人も準備金積立を行うことが出来ない。

また、6次産業化を推進するために、建物についても準備金での取得を可能とするべきであり、規模拡大や設備の更新には最適なタイミングがある。これらに対応するため、積立期間（取り崩し期限）の延長が必要と考える。

## 2. 相続税納税猶予制度の市街化区域の農地への拡充と農地底地権の物納制度の創設を（相続税・所得税）

市街化区域においても、農地を貸しても相続税納税猶予が中断しない制度にすること。また、相続人が永小作権に基づいて農地の利用を継続しながら底地所有権を物納することによって、都市部の農業経営者が納税資金を準備しなくても相続に対応し得る制度の創設を求めるとともに、農地の永小作権の農業法人への無償譲渡や現物出資に係る譲渡所得課税の特例措置を講ずること。

#### 【理由】

「平成の農地改革」と呼ばれた農地法改正に伴い、市街化調整区域においては、農地を貸しても相続税納税猶予が中断されない制度が実現した。一方、都市における農地の機能については、緑地や防災、食農教育など多面的機能を有しており、身

近に「農」を求める都市住民の声も高まっている。こうしたなかで、市街化区域内においても、早急に「貸しても相続税納税猶予が中断しない制度」の実現を求める。

また、農業の継続意思の証を示したい都市農業者のために、相続税納税猶予とは別の選択肢を用意する必要がある。

### 3. 里山や平地林など農地をとりまく資源の一体的な保全を（固定資産税、相続税）

農業に供する里山や平地林と農業用施設用地は、固定資産税の評価において農地並みの評価とし、相続税納税猶予の対象とすること。

#### 【理由】

農地を守り、持続可能な形での農業経営を営むには、里山や平地林のほか、作業場や貯蔵施設、直売所などの施設用地が不可欠となる。所有者の意向に基づいてこれら資源を一体的に保全するために、相続税納税猶予の対象と認めるなど、新たな制度を構築すること。

### 4. 機械設備の実態に応じた耐用年数の設定を（法人税、所得税）

平成20年度税制改正によって農業用設備の法定耐用年数は一律7年に見直されたが、畜産の現場ではアンモニアや塩分等の影響によって、機械が3年も使用できない場合がある。そのため、農水省等であらかじめ種類や利用形態を指定したうえで、実態に即した耐用年数を設定し、納税者（使用者）が届出によってこれを選択できる制度を設けること。

#### 【理由】

法定耐用年数については、平成20年度改正によって、性能向上による耐用年数の長期化傾向などを受けて大幅に簡素化された。一方で、畜産経営などでは3年しか持たないものもある。「耐用年数の短縮の承認申請書」による手続きは、中小企業者である農業者の負担が大きいため、減耗に応じて費用化するという会計上の考え方からしても、実態に即した耐用年数を簡素な手続きで選択できる制度が求められる。

### 5. 消費税引き上げなら、適正な価格形成の担保と逆進性緩和措置を（消費税関連対策）

食料品の軽減税率ではなく、消費税の逆進性緩和、国産農林水産物の需要拡大、国土環境の保全、CO<sub>2</sub>削減の観点から国産農林水産物の購入にポイント還元制度を導入すること。

#### 【理由】

消費税が引き上げられると、価格交渉力の小さい農業生産者については、実質的な値下げ要求にさらされることになる。このため、基本的に消費税引き上げには反対である。仮に導入する場合においても、流通業界などに対して不正な価格交渉が行われないよう厳しい指導が行われるべきである。また、消費税の逆進性を是正する必要があるが、軽減税率にはインボイス導入などデメリットが大きいため、国産農産物の消費拡大と国民の健康改善に貢献するよう、国産農林水産物の購入について、ポイント還元制度を導入するなど、政策支援を行う必要がある。

## 6. 「地域資源管理法（仮称）」の創設（法人税）

畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う地域資源管理法（仮称）の収益については非課税とすること。

### 【理由】

大規模な農業経営を育成するには、畦草刈りなどの周辺作業の担い手を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきた。集落機能が低下するに伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。これを一般社団法人などの非営利法人で実施することとした場合、請負業に分類されるために収益事業として課税対象となってしまう。農地の周辺管理作業は農業・農村の多面的機能の保全には不可欠である。このため、「地域資源管理法（仮称）」を創設し、農地の周辺管理作業を収益事業から除外するよう求めたい。

## 7. 相続税・贈与税の納税猶予農地が収用された場合の利子税の免除（相続税、贈与税）

納税猶予制度の適用を受けた農地は、やむなく公用収用された場合にも期限の確定となり、利子税の納付をしなければならない。このことは自らの意志と関係ないにもかかわらず重い税負担となっていることから、免除してもらいたい。

### 【理由】

自らの選択ではなく、公共目的のために収用された場合でも納税猶予を受けていた農地の利子税の支払いを求められるのは酷である。

## 8. 所有権移転登記の税率軽減措置の適用期限の延長（登録免許税）

農業経営基盤強化法に規定する利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率軽減措置の適用期限を延長すること。

### 【理由】

農用地区域内の農用地の積極的な活用は、食料生産力を高める有効な方策の一つであり、農業経営者が農用地区域内の農地を取得して経営の改善を進めるための支援策は継続させること。

## 9. 農業振興地域内の土地取得の際の課税標準特例の適用期限の延長（不動産取得税）

農業経営者が農業経営基盤強化法に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

### 【理由】

農業振興のためにも、農地を取得して集積を図り経営改善を進めるための支援策は継続させること。